

個人情報保護

(司法書士法人 芝トラスト 司法書士 宮本 敏行)

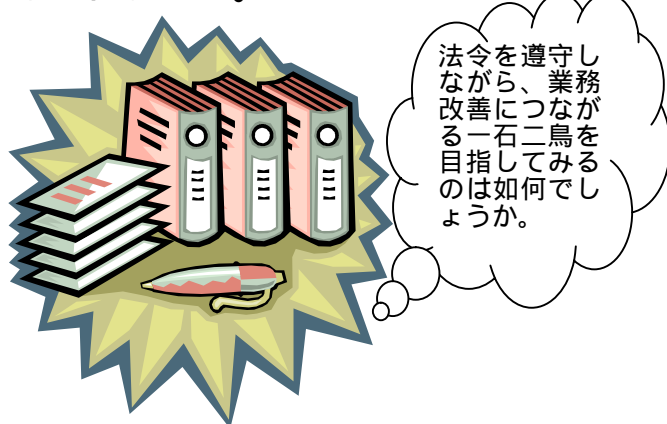
後を絶たない「個人情報の漏洩」のニュース。皆さんの会社は大丈夫ですか？

今年はソニーグループの1億件超の漏洩が大きな話題になりました。これは外部からの不正アクセスによるものです。対策はこれからですが、莫大な費用を要することになると思われます。漏洩事故を起こしてしまうと、費用の面ももちろんですが、「信用」という大事な財産を失うこととなります。

皆さんは、「個人情報の保護に関する法律」をご存知でしょうか。この法律は、平成17年から全面施行されています。そこには過去6ヶ月内に5,000件を超える個人情報を事業の用に供している事業者を「個人情報取扱事業者」として法律の適用対象事業者として、「利用目的の特定」、「従業員の監督」、「委託先の監督」などといった義務を課しています。

従業員が10人前後の会社でもこの「個人情報取扱事業者」に実は該当している場合があります。法律ですから、違反した場合には、もちろん罰則もあります。

では何をどのようにしたらよいのか。参考になるのが、経済産業省が公表している「ガイドライン」や、個人情報保護マネジメントシステム規格の「JISQ15001：2006」といったものです。本来は個人情報保護マネジメントシステムを構築するためのものですが、これらに沿って業務フローを見直してみると業務上のリスクや無駄がみえてくるかもしれません。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp